

# 第66回（令和6年度）常陸太田市美術展覧会（一般の部）開催要項

## 1 趣 旨

本展覧会は、市民の優れた芸術文化活動の成果発表と広く市民に鑑賞する機会を提供することで、美術に対する理解と関心を高め、芸術文化振興に寄与することを目的とする。

## 2 主 催

常陸太田市 常陸太田市教育委員会

## 3 後 援

一般社団法人常陸太田市観光物産協会 常陸太田市商工会 常陸太田市金融団  
常陸太田市文化団体連合会 常陸太田ライオンズクラブ 常陸太田ロータリークラブ

## 4 会 期

令和6年11月27日（水）～12月1日（日）

\*観覧時間 午前9時30分～午後4時30分（最終日は午後4時まで）

## 5 会 場

常陸太田市民交流センター（多目的ホール・小会議室・大会議室）

## 6 運 営

主催者が運営委員を委嘱して行う。

## 7 審 査

主催者が審査員を委嘱して行う。

## 8 出品等

### （1）出品資格

出品者は、高校生以上で、次のいずれかに該当する者とする。

- ア. 本市出身者又は在住者
- イ. 本市に勤務または在学する者
- ウ. 本市で創作活動を行っている者

### （2）出品手数料

無 料

### （3）作品規定

出品する作品については下記のとおりとする。

- ア. 自己の制作したものに限り、ただし、すでに他の展覧会、その他に発表した作品は出品できないものとする。
- イ. 作品の課題は自由とする。ただし、風紀上適当でないと主催者が判断した作品は、陳列しない。
- ウ. 出品点数は1人につき1部門1点とする。形状装丁がどのようであっても、同一意匠による1つの作品と認められるものは、2個以上に分類したものであっても1点とみなす。

部 門	大きさ等
第 1 部 絵画（洋画・日本画・ 創作版画）とデザイン	<b>絵画</b> ・大きさは 10 号以上（版画・切り絵は 4 号以上）30 号以内とする。 ・額装またはパネルを付するものとし、軸装は不可とする。 ・額装の場合、20 号以上の作品はガラスを用いない。必要な場合にはアクリル板を用いること。 ・額幅は 10cm 以内とする（版画・切り絵を除く）。
	<b>デザイン</b> ・大きさは B2 版から B1 版までとする。 ・作品はオリジナルの平面デザインのみとする（レリーフ状のものは可）。 ・作品はパネルに貼るか、またはポスターフレームなどに入れ、裏面に展示のためのひもを付するものとする。
第 2 部 書道	・大きさは次の 4 種類のいずれかとし、作品に裏打ちのうえ装丁、額装とする。ただし、半切は軸装でも可とする。 ア. 縦 212.0cm×横 51.5cm 以内 イ. 縦 120.0cm×横 90.0cm 以内 ウ. 縦 100.0cm×横 100.0cm 以内 エ. 縦 51.5cm×横 180.0cm 以内 ・刻字は自筆に限る。
第 3 部 写真	・額装またはパネルを付するものとする。ただし額装の場合はガラス・アクリル等を用いないこと。 ・出品作品の額又はパネルの外寸は、短辺 60cm・長辺 90cm 以内とし、額又はパネル内の作品のサイズ・枚数に制限を加えないものとする。
第 4 部 彫刻	・縦 100cm×横 100cm 以内の場所に陳列できるものとする。
第 5 部 陶芸と工芸	・縦 100cm×横 100cm 以内の場所に陳列できるものとする。

## 9 搬 入（事前申し込み不要）

搬入日時	令和 6 年 11 月 23 日（土） 午前 10 時～午後 4 時 24 日（日） 午前 10 時～午後 3 時
搬入場所	常陸太田市民交流センター 多目的ホール

- ① 「出品申込票[A]」「作品カード[B]」「作品預り証[C]」に必要事項を正確に記入し、作品を搬入する。[A]～[C]は搬入受付の際に切り離すので、各自で切り離さないこと。
- ② 主催者は、出品作品を受理したときに「作品預り証[C]」を交付する。出品者は、万一「作品預り証[C]」を紛失したときは速やかに届け出るものとする。
- ③ 陳列した作品は、会期中撤収することができない。ただし、主催者が認めた場合はこの限りではない。

## 10 鑑査・審査及び陳列

- ① 作品について鑑査及び審査をする。鑑査は作品の陳列すべきものを定め、審査は陳列作品の優秀なものを選定する。
- ② 鑑査及び審査の方法は、各部の審査員において定める。
- ③ 出品者は、鑑査・審査及び陳列に対して異議を申し立てることができない。
- ④ 主催者は、不慮の事態による作品の損害にはその責任を負わない。
- ⑤ 招待作品及び無鑑査作品は運営委員会で決定する。

## 11 搬出

搬出日時	令和6年12月1日（日） 午後4時～午後5時
搬出場所	常陸太田市民交流センター

- ① 出品者は上記日時において、「作品預り証 $\square$ C」と引き換えに作品を搬出する。陳列されなかった作品においても、同様に搬出する。
- ② 主催者は、上記搬出日時に搬出されない作品の保全及び管理責任を負わない。

## 12 写真撮影・著作権

- ① 出品された作品は、フラッシュ撮影や三脚等を利用した撮影を除き可能。また、撮影した作品の二次利用に関するトラブルには、主催者は関与しない。
- ② 本展の紹介・記録・宣伝広報の目的をもって印刷刊行する出版物や、掲示物に対する著作権は主催者に帰属する。
- ③ 出品された作品や展示会場、表彰式の様子、出品者の氏名を広報物（チラシ・ホームページ等）や報道資料に使用することがあるので、承知のうえ応募すること。

---

お問い合わせ 常陸太田市教育委員会 文化課

TEL：0294-72-3201（受付時間9：00～17：00 \*土日祝除く）

FAX：0294-72-3310 MAIL：bunka2@city.hitachiota.lg.jp

〒313-0055 常陸太田市西二町2200